

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それではすいません。私の一般通告を一般質問を行いたいと思います。まず始めに、新中学校校舎建設についてと改めて、なぜこの時期にこのような質問をするのかということ若干説明お話させていただきたいと思います。令和4年1月に今の望月町長が就任されて、それまであった旧増穂商業跡地の校舎を新中学校にするという計画を白紙に戻しました。その後、住民との懇談会、あるいは保護者、あるいは児童生徒のアンケート等を取りながら、新しい中学校のあり方、あるいは統合の中学校の場所等について議論をしてまいりました。私は非常にその中で、場所については、今の現増穂中学校敷地ということについては多くの方から同意を得たものだというふうに考えております。しかしながら、校舎を改築するのか、あるいは新築するのかについては、大きな財政が伴うことから、賛否両論あったのではないかなというふうに思っております。しかしながら、そうした中で、私、非常に記憶に残っているのは、児童生徒のアンケートの中では、校舎については改修をして、大事に使った方がいいという意見が一番多かったかなというふうに思えて覚えております。しかしながら、保護者、あるいは教職員、その方たちの総合的な意見として、新築が望ましいと令和4年11月の教育総合会議において、望月町長が最終的に新築をして 新築の方向性で行くという判断を下しました。その後ですね、概要の設計業務そして今年4月頃に終わり、今現在、来年度からの具体的な実施工事実施に向けて、詳細設計が現在行われております。非常にここまで、もう具体的に新たな校舎建設に向けての動きっていうのは進捗しているというふうに認識しております。そしてまた、来年度開校予定の富士川中学校これに向けても例えば、さきの定例会では、新中学校の校歌作成業務の委託契約、委託についての可決、あるいはそれ以前には、生徒の制服をどうするのか、かなりのお金がかかりますけれども、これも町が補助金を出して、購入しようといったような決定、そういった細かいことも含めて、へえ既に現時点まで来てるんだと 認識しております。ただ、ここにきてこれを質問する一番大きな理由は、9月定例会決算審査の過程で本年度、昨年度のですね、生徒の数、誕生した生徒や子どもたちの数が50人という数字が出てきました。これ私議会報告という形で、チラシに衝撃的だったんで、その数字っていうのを載せて載せましたけれども、現在は、小中ともですね、おおよそ1学年100人あるいは100人ちょっとの1学年数値なんですけれども、昨年の出生数50人という、おそらくこの数字は今後も続いていくだろうとこれ以上下がって本当に困るんですけども、でもこれは現実だということを踏まえたときに、今のままの学校規模で、この建設計画を進めていいのかということを疑問に思います。極端に言うと、作るにしてももっと小さな規模で内容の豊かな学校建設ということを考えることも可能ではないか。例えば10年後になれば、昨年生まれた子どもたちがちょうど小学校4年生になります。それが50人とその後の子どもたちの数はどうなるのか、これは今からのことですからもちろん予測はつきませんが、少なくとも10年たてば、その数字っていうのは明確に出ってきます。ですから、一旦ここは新校舎建設については中断をし、10年、あるいは5、6年

でもいいです。様子を見れば、この町の将来、あるいは子どもたちの将来の数々のものが明確になってきます。そこで再度見直しをしてもいいのではないかとこのように思っています。とにかく、現在聞いているところは約30億円前後の大きなお金がかかります。そのことを踏まえたときに、将来の町の財政負担を考えたとき、一旦とどまるということを考えるべきではないかと思えますけれども、その点について町の考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂中学校の校舎は建築から50年以上経過し老朽化が進んでおり、令和元年度に策定した学校施設長寿命化計画では、長寿命化改修を行わず、必要な改修を行い、築60年をめどに改築を検討するとしております。また、現在人口減少により、児童生徒数は減少しておりますが、県が進めている小学校の25人学級が中学校でも導入された場合は、10年後であっても、必要とする校舎の面積は現在と変わらないことも推測されております。加えて、少人数や個々の対応が増えてきており、子どもたちの実情に合った施設で学習することが求められています。こうしたことから、引き続き計画どおり新校舎の建設を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問をさせていただきたいと思います。現在、中学校は新築しようという話なんですけれども、同じく建築年数がほぼ同期の小学校の問題も抱えて おります。これも含めて考えたときに、やはり今一度全体構造の見直しということは必要ではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在増穂小学校では、やはり老朽化に向けていろんなところの改修が必要となっておりますので、今年度予算を承認していただきまして、詳細な設計を行って改修をするというような状況で進んでおります。そういったように各学校に応じた、あの改修や中学校は統合を機に、新築というような計画になりましたが、個々に応じた改修等を進めてまいりたいと計画しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再度質問したいと思います。小学校についてはですね、改修と中学校は統合を機にという話で、それはそれでよろしいんだろうと思います。説明としては、ただそうなったときに今度は小学校も統合するよという時期がいずれそんなに先に来ないときに来るだろうと、その点もやっぱり含めた計画が必要だろうしこの間、山梨県の長崎知事が富士山鉄道構想、いろんな問題もあったということでもって、撤回もされました。そして新たな構想を打ち出した。

町もですね、進めてきたということをもってそれにこだわった形でやることは、やる必要はないのではないかと。改めて再度練り直しても、確かに1億円からの設計に係る予算で既に使っております。ですが、増穂商業の跡地への改修計画のときもですね、約5000万近くの設計予算使ってきました。大きな事業なんで、そして全体的に今後もその小学校、あるいはその他の施設も含めての事業を控えている中では、やはり今一度この大型事業ということを押さえて検討し直して、もらいたいというふうをお願いして、この中学校の問題については終了したいと思います。

次に二つ目の町民体育館建設について質問したいと思います。町民体育館は既に皆様もご承知のとおり、前の町政のときに、町民間の反対もかなり根強くあったということもあって、非常に大きな体育館を建設しようという計画ではあったので、一旦棚上げになりました。それはやっぱり財政問題と、ここが一番のネックだろうと私は思っております。本町の先月号ですか先月こないだの新しい号の中でも、7大事業についての債務や債務償還計画的な表つてのが配ら配布されました。町民がどこまでそれを理解されたのかそこは甚だ疑問な点もありますけれども、一応町民にとにかく公表するということが行われてきました。先ほどの中学校の建設ではないんですけども、非常に大きな事業を今抱えている中で、何であえて今ここで町民体育館について議論をしようとしているのか。それはすいません先月、前回の議会において、町民体育館の候補地選定予算調査予算つてのは50万ほどもらえておりますんで、既に町は具体的に動き出してるんだらうという認識を持っております。それを踏まえた上で、なんで今この時期に、しかも大きな事業を控えている中で、この体育館建設を進めようとするのか、その理由を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。体育館につきましては、町民の皆様から、社会体育及びスポーツ環境の場の確保について切実な声や要望を多くいただいているところでございます。こうした中、10月22日に体育館建設基本計画検討委員会を開催いたしまして9月定例会で、建設候補地選定業務についてご議決いただいたことをご報告いたしますとともに、望ましい地域や規模、さらに今後のスケジュールなど協議を行ったところでございます。

このことから、今後、候補地の選定を進める中で、規模や建設費用などについて、現実かつ具体的にコスト計算を行い、町の財政と入念にすり合わせを行った上で、体育館建設に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町民からの切実な要望というお答えなんですけども、確かにあの体育館、私もないよりはあった方がいいと富士川町とか旧増穂町民にとっては町民体育館つてのありました。鰯沢地区にはなかったんですけども、その中での伝統的なスポーツの振興が図られ、大きな成果を所信表明の中の町長も町村の部で13連覇という話もされました。この町は比較的スポーツに対して非常に熱心で、それが町民の輪を作るといふ実績もあります。しかしながら

ですね、そうは言ってもお金の問題があるわけで、本町には町民体育館ほど規模が大きくありませんけども廃校になった学校等の体育館も点在しております。そういったものを利用して、差し当たって財政がある程度好転するまで待つという方法もあるんだろうとまた町民に要望があったとあれば、町民にもその説明をすべきではないかと思うんですその点について、再質問したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。旧校廃校になった各学校の体育館につきましては現在もご利用いただいております。今現在本当に町民の皆様方、特に社会体育館で活動されている皆様方にはご不便を強いておることがございます。そのために増穂商業高校の体育館をお借りしまして、現在活用していただいております。ただ増穂商業の体育館につきましても、県が今後、ずっと貸していただけるという確約はございません。その増穂商業の体育館をお返しすることもいつになるかわかりませんが、数年でお返しするというような形も視野に入れながら体育館の建設は並行して進めていくべきだということで、建設について現在検討をしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

まあね、確かに体育館を使う人たちが不便をかけているということは私も重々承知してまず私もスポーツをそれなり少しながら趣味でやっておりますから、スポーツをする立場としても、いろんな施設っていうのはやはり必要なんだろうということは重々感じております。ただ一言言っておきたいのは、要望があったから何とかしてくれということで、そのままそれを受け入れるというだけではやっぱりいけないだろうと、その町の財政等も含めた説明も同時にされる必要がある、必要ではないかというふうに思います。それは意見としてはしていただいて、次に二つ目の具体的実際にもこうやって調査を始めていくと選定業務があれば多分それを検討委員会にかけて、一応、おそらく候補地どういう候補地があるのかわかりませんが、将来に向けて抑える建設後、抑えるということも必要だろうし、内容の詰めも必要内容を詰めていくと、今言った以前あったような大規模な大会じゃないでしょうけども、それなりのものを考えるという作業にも入るんでしょう。その点を含めてですね、今後のスケジュール、現在考えているスケジュールのについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。体育館建設のスケジュールにつきましては、今年度中にいくつかの候補地を選定する予定であります。それを受け先ほど申し上げましたが、体育館の規模、建設費用などについて、現実的かつ具体的にコスト計算を行い、町の財政状況と入念にすり合わせを行った上で 用地を決定してまいりたいと考えております。その後、建設に向けたプロセスを進めるにあたり、基本計画検討委員会で検討を行った後に、議会や

地元を初めとする町民の皆様に必要な説明会を行い、令和15年度を目処に竣工できるよう進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。前半の方を聞いているとスケジュールがあんまり出てこないなという感じだったんですけども、最後のところで令和15年竣工というお話ありました。令和15年というと、あと7、8年ということになるかと思えますね。財政を見極めという話もありましたけども、7、8年という時期は、中学校が一応予定では令和9年でしたか、ほぼこのままいけば完成させると当然推進債を使ってということなんで、一時的な借金をするとそれが3年、あるいは5年の末ということになっていくと、ちょうど一番大変なときにまた体育館建設かよという話になると思うんですけど、財政を考えられながらという話だったんですけども、そういうことも含めて今言った15年という話は出てきているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。リニア中央新幹線の供用が令和14年度以降となるという見通しが立たれました。されましたJR東海からは公共補償として補償できる期限としては、長くても供用開始までということでございますので令和15年度竣工としたところがあります。その間様々なプロセスがありますのでそちらの方を順々に実行していくというところで考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再度質問します。要はJRの保証期間というお話なんで一応、再度ちょっとお伺いしておきたいんですけども、再質問で補償の段階で補償金ってのは、現段階でどのくらいのものだというふうに予想予測されているかをお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ただいまのご質問にお答えします。補償額につきましては、現在まだ示されておりません。公共補償につきましては、建物の規模や機能並びにその新しく建築基準法ですか、基準法にも定められた追加分が上乘せをされてまいりますので、一般保証よりも多くいただけるということで考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

JRの保証期間っての最長でも建設までと、今の段階では14年あるいは15年というこ

とだろうと思うんですけども保証期間が延びれば、もうちょっとじっくり検討するということもできるというふうに思い理解します。今のJRの進捗状況は本当に予定とおりにいくかどうかという実は私も乗りたいんですけども、私が乗ろうと思ってたときよりもさらに10年延びるということでいつなのか心配になっております。今後ですね、いずれにしても財政の問題がありますので、財務課ともよく協議をしながら、健全な形でやっていけるように努力していただきたいとあまり焦らないでということだけお願いして、この体育館については終了したいと思います。

はい。次に最後ですけども、三つ目、景観条例についてという質問をしたいと思います。景観条例、これ本町にもあります。平成27年作られております。これの経緯っていうのは、平成16年に国が景観法を策定し、それに基づいて各市町村が順次策定していったうちの町でも27年に条例を制定する前確か3、4年その準備期間を設けて、委員会等々で議論をして条例案を制定したという経緯があります。これはもう皆さんも既にご存知のとおり歴史や文化、自然遺産というのをやっぱり守っていこうというのが今の時代の流れでして、特に太陽光発電等々含めた地域の乱開発が行われて景観を非常に損ねると、あるいは住民生活も影響するということが発端だったんだらうと。早くは京都だ、あるいは歴史的な地域では歴史を守りたいと町の景観を守りたいということで独自の条例を制定したところもいくつかあり、ありました。そういったことを踏まえて本町にも作ったわけですけども、実は先ごろ最近ですね、大法師公園の麓、大法師山と言うそうですけども、その中腹に建物が建ちました。見ると、今日あたり天気の良いければ、テカテカ光るんですけどもそれを見た住民たちから非常に景観が悪くなったよというお話がありました。それが発端でですね、今回こうやって質問いただいているんですけども確かにあの建物自体について、まず言うておくらそこはもっと鯉沢住宅の住宅があったところで町が売却した土地です。ですから、おそらく建物の建築基準等々では、一切問題なく、いったんだらうと思う建設も認められて、だったんだらうとは思いますがそれでもそういったことを見て、改めて景観条例をちゃんとしなくちゃいけないのはいけないのではないかという思いがあります。この建物は条例にも違反しないだらうし、あるいは建築やその他にも批判していないものだと理解しておりますけれども、一応ですねこの件について、景観条例あるいは規則等々にのっとってやられてきたのかどうか、まずそこだけ答弁をいただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町景観条例につきましては、平成27年度に景観法の規定に基づき制定したところであります。条例では、建築物等に関わる配置や外観などの基準を定め、周辺環境に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等については、届け出を行うこととし、景観審議会にて審査することとしております。また、大法師山周辺については、届け出の対象となる建築物は高さが13メートルを超えるもの、または床面積が500平方メートルを超えるものとなっております。大法師山周辺では、届け出の対象となる規模の建物はありません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。要は景観条例の規則等々に抵触するようなものはないということなんだろうと思います。私が心配しているのは、やはり今のお話でもそうなんですけども、基本的には建築基準法があって、それを多分当てはめて作られたと。これが例えばどっかのね、街中で町のうちの町も例えば、観光地例えば河口湖あたりの場合には例えばコンビニがいくつかありますけども、やっぱり色を、この辺にあるようなコンビニとは色彩も外装も変えてると、多分これ、コンビニ側の業者がやってるか配慮してやったのかどうか分かりませんが、いずれにしてもそういう配慮っていうのは必要になるだろうしできた、既に建っているものですから今更どうにもなりませんけども、今後ですね、対象地域でなくても、そういったことについては一つ一つですね、やっぱりチェックできるような体制ってのは作っておくべきではないかと思うんですけど、思います。

あと二つ目の質問ですけども、これまで本町において、この景観条例これに該当するあるいは引っかかるような案件ってのはあったのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町景観条例に基づき、事前協議の対象となった事例は4件あり、最近の事例は、鰍沢地内におけるリニア中央新幹線の電力供給に伴う送電線工事となります。協議内容は、鉄塔の高さが40メートルを超える計画で、景観形成基準の高さを超えた工作物でありましたが、鉄塔の線形が景観に配慮した線形であり、外観は周辺の風景と融和した色彩を採用する計画であったことから、景観審議会において認めた案件となったところであります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。4件ということで最近では鉄塔と、多分この鉄塔てのは高下地区か何かだろうというふうに思っていますけれども、今のお話聞いても、要するに建築基準の高さの話なんですよね、この景観条例で今回これは認可が必要だということで多分あったから審議会かけたという経緯があるんだろうと思いますけども、要はこれ3番目の質問に今度移行させていただきませうけれども、今後ですね、景観条例、これをもっと有効に自然や文化や歴史、あるいは地域の風土を損なわないためにはより有効的に活用するためには、例えば地域、例えば平林だと棚田っていう風景があるわけですけども、ああいうところを例えば特定建築基準とかそういうことを抜きに、新たな例えば許可する許可制、あるいは許認可制度に移行して、ちゃんと委員会で審査するといったような厳密な対応が必要なんだろうと私は思います。単に届け出で済むような形ではない方法っていうのを一方で取ることができるんじゃないかというふうに思いますが、そういうことも含めた町の考えを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。富士川町景観計画では、町内全域を景観条例の対象エリアとし景観の保全に努めてきたところであります。これまで、景観形成の基準に基づき、景観の維持保全を行っていることから、新たに適用区域等の設定は必要ないと考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

私の意図、意図が私の話したことがあまり受けとめられてないのかなというふうに正直今の答弁で感じます。やはり歴史や文化、自然風土、これを守っていかなくちゃいけない。確かに太陽光発電の場合、ある一定の規模であれば登録制登録あるいは認可制になるんだろーとこれはあります。そうではなくて、そういうところから漏れた分も含めて、特に重要な地域っていうのは対応考える必要があるだろうと。その一例として、例えば認可制をそこには導入するといったような基準設定があってもいいのではないかという質問なんですけれども、いま一度お答え願えればと思います。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほどご答弁しましたとおり、これまで景観の維持保全を行ってきている状況でありますので、新たに適用区域等の設定は必要ないと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

新たに特別な措置は講じないということで、なかなか断固な答弁をされたなと思っておりますが、並行線を辿りそうなので、ここで私の一般質問は終了したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

---

再開 午後 1時00分